

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行

東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の設立認可……………一
……………（都市整備局市街地整備部再開発課）
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定……………一
……………（住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課）
- 都営住宅の使用料の変更……………二
……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）
- 都営改良住宅の使用料の変更……………四
……………（同）
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………五
……………（同）
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………五
……………（同）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………五
……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）
- 令和四年度非常勤職員の第一種報酬の額……………七
……………（福祉保健局総務部職員課）
- 救急医療機関の認定及び協力申出の撤回……………八
……………（福祉保健局医療政策部救急災害医療課）
- 指定居宅サービス事業者の指定の全部の効力停止……………八
……………（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）
- 令和四年度非常勤職員の第一種報酬の額……………一〇
……………（産業労働局総務部職員課）

規程

令（海区漁調）

公告

- 都道の区域変更……………二
……………（建設局道路管理部路政課）
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………三
……………（建設局公園緑地部公園課）
- 都立公園有料施設の設置……………四
……………（同）
- 東京都立海上公園の区域及び面積……………四
……………（港湾局臨海開発部海上公園課）
- 東京海区漁業調整委員会事務局処務規程の一部改正……………五
……………（同）
- 東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………五
- 特定非営利活動法人の認定……………六
……………（生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課）
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出（二件）……………六
……………（環境局総務部環境政策課）
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………七
……………（水道局）
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………七
……………（同）
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………八
……………（下水道局）

告示

●東京都告示第千百十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定に基づき板橋駅西口地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年七月二十九日

一 組合の名称
東京都知事 小 池 百合子

板橋駅西口地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和四年七月二十九日から令和九年三月三十一日まで

三 施行地区

板橋区板橋一丁目地内

四 事務所の所在地

板橋区板橋一丁目十二番七号谷川ビル二〇三号室

五 設立認可の年月日

令和四年七月二十九日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
令和四年八月二十七日

●東京都告示第千百十一号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号。以下「法」という。）第四十条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定をしたので、法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年七月二十九日

一 支援法人の名称
東京都知事 小 池 百合子
インケアフィット株式会社

二 支援法人の住所
世田谷区太子堂一丁目十二番三

三 支援業務を行う事務 十九号
所の所在地 世田谷区太子堂一丁目十二番三
十九号
四 指定年月日 令和四年七月十九日

●東京都告示第千百二十二号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第
三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の
ように変更し、令和四年八月一日から実施するので、同条
第三項の規定により、告示する。

令和四年七月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

種 類	構 造 名	称 位	置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	高層耐火	勝どき六丁目アパート（1号棟）	中央区勝どき6-6	51.2	1	45,100	98,100
一般都営	高層耐火	南青山一丁目アパート（6号棟）	港区南青山1-3	40.7	1	39,900	215,600
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート（1号棟）	港区芝5-18	34.3	3	33,100	84,700
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート（14号棟）	新宿区戸山2-14	38.3	1	32,000	75,600
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート（17号棟）	新宿区戸山2-17	38.3	1	32,100	75,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（34号棟）	新宿区戸山2-34	41.9	1	35,200	86,000
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート（21号棟）	新宿区戸山2-21	38.3	1	32,000	75,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（30号棟）	新宿区戸山2-30	40.1	1	33,800	86,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（28号棟）	新宿区戸山2-28	43.3	3	37,100	79,000
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（11号棟）	新宿区戸山2-11	40.3	2	35,000	84,000
一般都営	高層耐火	早稲田アパート（1号棟）	新宿区西早稲田1-9	34.4	1	29,200	51,200
一般都営	高層耐火	文京真砂アパート（14号棟）	文京区本郷4-15	35.8	2	30,500	66,000
一般都営	高層耐火	本駒込四丁目アパート（15号棟）	文京区本駒込4-35	42.2	4	36,200	65,600
一般都営	高層耐火	清川二丁目アパート（3号棟）	台東区清川2-22	34.3	1	25,300	35,000
一般都営	高層耐火	下谷一丁目アパート（1-2-10号棟）	台東区下谷1-2	35.4	1	28,200	38,900
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート（1号棟）	墨田区立花6-8	55.9	1	40,600	74,400
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート（1号棟）	墨田区八広5-10	55.9	1	40,200	75,700
一般都営	高層耐火	大島四丁目アパート（2号棟）	江東区大島4-21	51.2	1	42,300	77,200
一般都営	中層耐火	東砂一丁目第2アパート（3号棟）	江東区東砂1-5	39.0	1	31,400	49,500
一般都営	中層耐火	大島八丁目アパート（1号棟）	江東区大島8-42	33.7	1	25,700	31,500
一般都営	高層耐火	南砂五丁目アパート（15号棟）	江東区南砂5-24	37.9	3	29,500	50,900
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート（1号棟）	江東区東雲1-7	34.3	1	27,600	52,100
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート（1号棟）	江東区南砂4-4	37.9	1	30,700	51,500
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート（2号棟）	江東区南砂4-4	34.3	2	27,800	48,700
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート（3号棟）	江東区東雲2-4	51.2	1	42,500	85,800
一般都営	高層耐火	亀戸九丁目アパート（2号棟）	江東区亀戸9-33	51.2	1	42,600	68,700
一般都営	高層耐火	東品川一丁目アパート（7号棟）	品川区東品川1-8	55.9	2	50,400	103,400
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート（60号棟）	品川区八潮5-10	59.6	1	52,500	101,500
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート（15号棟）	大田区矢口2-21	32.9	3	26,000	37,000
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート（16号棟）	大田区矢口2-21	36.5	2	28,800	39,500
一般都営	高層耐火	西糀谷二丁目アパート（2号棟）	大田区西糀谷2-23	42.2	1	34,200	63,400
一般都営	中層耐火	梅丘一丁目アパート（1号棟）	世田谷区梅丘1-37	42.3	1	34,500	82,600
一般都営	中層耐火	桜一丁目アパート（2号棟）	世田谷区桜1-53	42.3	1	34,400	68,700
一般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート（56-6号棟）	渋谷区幡ヶ谷2-56	38.7	1	32,900	56,800
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート（1号棟）	豊島区南大塚2-36	42.2	1	35,800	59,700
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート（3号棟）	豊島区駒込2-2	51.2	1	43,200	76,000

一般都営	中層耐火	西ヶ丘二丁目第2アパート（10号棟）	北区西が丘2-16	51.0	1	41,000	75,300
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート（2号棟）	北区王子本町3-8	33.4	2	25,400	54,500
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート（4号棟）	北区王子本町3-12	31.9	1	24,100	52,900
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート（10号棟）	北区滝野川3-66	37.3	1	29,500	60,700
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート（12号棟）	北区滝野川3-69	39.0	1	30,400	56,200
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート（13号棟）	北区滝野川3-71	42.2	1	33,400	68,300
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート（14号棟）	北区滝野川3-71	42.2	1	33,400	68,300
一般都営	中層耐火	稲付二丁目アパート（1号棟）	北区赤羽南2-7	36.4	1	27,600	46,200
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート（1号棟）	北区赤羽西5-7	42.3	1	33,300	51,200
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート（11号棟）	北区赤羽西5-7	40.6	1	31,900	49,800
一般都営	中層耐火	上中里二丁目アパート（14号棟）	北区上中里2-13	39.0	1	29,400	57,600
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート（8号棟）	北区赤羽北3-13	59.6	1	48,300	92,700
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート（3号棟）	板橋区坂下1-11	36.1	1	26,900	41,300
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート（10号棟）	板橋区坂下1-8	42.2	2	31,600	47,300
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート（9号棟）	板橋区新河岸2-10	34.4	2	24,400	38,200
一般都営	高層耐火	前野町四丁目第2アパート（1号棟）	板橋区前野町4-36	43.9	1	33,100	50,300
一般都営	中層耐火	蓮根三丁目第2アパート（1号棟）	板橋区蓮根3-6	55.9	1	43,500	80,000
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート（1号棟）	板橋区蓮根3-15	51.2	7	38,800	69,700
一般都営	高層耐火	練馬春日町五丁目アパート（2号棟）	練馬区春日町5-29	51.2	1	40,000	78,500
一般都営	中層耐火	練馬富士見台三丁目アパート（5号棟）	練馬区富士見台3-52	39.0	1	28,800	59,700
一般都営	中層耐火	豊玉仲町三丁目アパート（2号棟）	練馬区豊玉中3-5	39.0	1	29,100	65,800
一般都営	中層耐火	南田中アパート（4号棟）	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	50,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート（7号棟）	練馬区南田中3-31	33.4	2	24,300	50,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート（26号棟）	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	47,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート（30号棟）	練馬区石神井町1-1	32.6	1	23,600	47,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート（44号棟）	練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,700	53,800
一般都営	中層耐火	高野台一丁目アパート（11号棟）	練馬区高野台1-1	41.7	1	31,100	74,900
一般都営	中層耐火	豊玉中一丁目アパート（1号棟）	練馬区豊玉中1-23	42.3	1	32,500	65,800
一般都営	中層耐火	練馬関町一丁目アパート（1号棟）	練馬区関町南2-15	55.9	1	43,100	83,600
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目第3アパート（2号棟）	練馬区春日町4-4	55.9	1	43,400	84,700
一般都営	中層耐火	貫井一丁目第3アパート（1号棟）	練馬区貫井1-45	55.9	1	44,100	90,200
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート（22号棟）	練馬区旭町1-33	59.6	1	47,200	97,200
一般都営	中層耐火	島根二丁目アパート（3号棟）	足立区島根2-29	36.4	1	24,900	43,800
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート（3号棟）	足立区中央本町5-17	55.9	1	40,700	76,500
一般都営	中層耐火	伊興町本町アパート（1号棟）	足立区伊興5-2	59.6	1	43,000	77,400
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート（4号棟）	足立区西保木間1-3	55.9	1	40,800	75,300
一般都営	中層耐火	六月町一丁目アパート（4号棟）	足立区六月1-33	33.4	1	22,600	38,300
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート（6号棟）	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,200	36,000
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート（8号棟）	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	42,800
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート（10号棟）	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	42,800

一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート（16号棟）	足立区竹の塚7-16	33.4	1	22,500	38,200
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート（1号棟）	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,100	42,800
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート（6号棟）	足立区西保木間4-3	33.4	1	22,600	38,300
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート（12号棟）	足立区西保木間4-4	37.3	1	25,100	42,800
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート（14号棟）	足立区西保木間4-5	33.4	1	22,600	38,300
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート（3号棟）	足立区江北7-12	33.4	1	22,600	37,900
一般都営	中層耐火	谷在家アパート（7号棟）	足立区谷在家3-22	35.7	1	24,200	40,400
一般都営	中層耐火	千住元町アパート（1号棟）	足立区千住元町34	33.4	1	22,800	26,700
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート（4号棟）	足立区六木1-5	40.5	1	27,200	41,100
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート（16号棟）	足立区六木1-5	37.7	1	25,100	39,900
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート（10号棟）	足立区南花畑4-11	35.7	1	24,300	42,800
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート（11号棟）	足立区南花畑4-11	35.7	1	24,300	42,800
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート（13号棟）	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,100	44,600
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート（1号棟）	足立区花畑8-3	41.7	1	27,900	42,100
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート（2号棟）	足立区花畑8-3	41.7	1	27,900	42,100
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート（10号棟）	足立区花畑8-4	42.0	1	27,900	43,200
一般都営	中層耐火	舎人町アパート（2号棟）	足立区舎人6-11	42.3	1	29,500	42,400
一般都営	中層耐火	舎人町アパート（7号棟）	足立区舎人6-11	42.3	1	29,500	42,400
一般都営	高層耐火	舎人町アパート（14号棟）	足立区舎人6-14	43.6	1	30,400	42,900
一般都営	中層耐火	花畑第6アパート（3号棟）	足立区花畑2-16	51.0	1	35,400	49,600
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート（3号棟）	足立区加賀2-31	55.9	1	39,700	68,100
一般都営	中層耐火	東保木間一丁目アパート（3号棟）	足立区東保木間1-25	55.9	1	40,500	69,000
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート（2号棟）	足立区入谷8-2	55.9	1	39,300	66,100
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート（4号棟）	足立区入谷8-16	55.9	1	39,300	66,100
一般都営	高層耐火	青戸三丁目アパート（7号棟）	葛飾区青戸3-8	51.2	1	37,900	70,100
一般都営	中層耐火	西新小岩三丁目アパート（8号棟）	葛飾区西新小岩3-21	55.9	1	41,600	60,600
一般都営	中層耐火	亀有四丁目第2アパート（13号棟）	葛飾区亀有4-31	51.0	1	37,500	72,900
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート（2号棟）	葛飾区西新小岩1-1	55.9	2	42,400	70,500
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート（2号棟）	葛飾区西新小岩1-1	51.2	2	38,900	66,400
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート（1号棟）	葛飾区南水元1-24	59.6	1	43,800	78,900
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート（6号棟）	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,200	45,500
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート（11号棟）	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	50,100
一般都営	高層耐火	宇喜田町アパート	江戸川区中葛西4-9	51.2	1	39,700	66,600
一般都営	高層耐火	臨海町五丁目アパート（1号棟）	江戸川区臨海町5-1	75.7	1	61,500	124,100
一般都営	高層耐火	臨海町五丁目アパート（2号棟）	江戸川区臨海町5-1	75.7	1	61,500	124,100
一般都営	中層耐火	大和田七丁目アパート（2号棟）	八王子市大和田町7-6	60.9	1	33,300	63,400
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目第2アパート（24号棟）	武蔵野市吉祥寺北町4-3	48.1	1	36,600	86,500
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート（9号棟）	武蔵野市境5-32	62.1	1	47,700	106,700
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町五丁目アパート（21号棟）	武蔵野市吉祥寺北町5-6	51.0	1	38,000	81,400
一般都営	中層耐火	上連雀一丁目アパート（1号棟）	三鷹市上連雀1-22	55.9	1	41,800	95,100

一般都営	高層耐火	中原四丁目第2アパート（3号棟）	三鷹市中原4-35	51.2	1	36,100	56,500
一般都営	中層耐火	府中美好町二丁目第2アパート（2号棟）	府中市美好町2-12	42.3	1	23,600	59,600
一般都営	中層耐火	府中幸町二丁目第2アパート（3号棟）	府中市幸町2-3	63.2	1	41,600	100,000
一般都営	中層耐火	昭和町一丁目アパート（1号棟）	昭島市昭和町1-10	59.6	1	34,600	76,700
一般都営	中層耐火	調布柴崎一丁目アパート（2号棟）	調布市柴崎1-7	62.1	1	38,200	97,400
一般都営	中層耐火	調布ヶ丘二丁目アパート（2号棟）	調布市調布ヶ丘2-28	55.9	1	35,600	90,500
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート（5号棟）	調布市染地1-1	51.0	1	30,800	73,800
一般都営	中層耐火	金森第3アパート（5号棟）	町田市金森7-19	60.2	1	34,200	65,200
一般都営	中層耐火	成瀬アパート（8号棟）	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,200	58,200
一般都営	高層耐火	成瀬アパート（6号棟）	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,200	63,500
一般都営	中層耐火	小金井本町二丁目アパート（11号棟）	小金井市本町2-15	39.0	1	20,700	56,700
一般都営	中層耐火	国立東四丁目アパート（17号棟）	国立市東4-6	59.6	1	38,000	91,000
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート（1号棟）	西東京市南町3-23	55.9	1	35,600	83,400
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート（21号棟）	西東京市田無町7-12	56.8	1	34,000	71,900
一般都営	中層耐火	田無芝久保五丁目アパート（30号棟）	西東京市芝久保町5-1	51.0	1	29,000	63,000
一般都営	中層耐火	狛江アパート（8号棟）	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	44,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート（15号棟）	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	44,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート（29号棟）	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	44,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地（3-4-2号棟）	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,100	34,100

●東京都告示第千百十三号
東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第
三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都
営改良住宅の使用料を次のように変更し、令和四年八月一
日から実施するので、第三条第三項の規定により、告示す
る。

令和四年七月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 （平方メートル）	戸 数 （戸）	使用料
改良	中層耐火	市ヶ谷富久町アパート（2号棟）	新宿区富久町22-19	35.5	1	30,200
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート（9号棟）	江東区南砂5-24	33.4	1	26,000
改良	中層耐火	若林四丁目アパート（1号棟）	世田谷区若林4-41	33.4	2	26,300
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート（1号棟）	北区赤羽西5-12	36.1	1	27,900
改良	中層耐火	赤羽西五丁目アパート（3号棟）	北区赤羽西5-12	36.2	1	27,500
改良	中層耐火	常盤台一丁目アパート（10号棟）	板橋区常盤台1-59	36.4	1	27,400
改良	中層耐火	第4板橋富士見町アパート（17号棟）	板橋区富士見町24	48.1	1	37,500
改良	中層耐火	西保木間三丁目アパート（2号棟）	足立区西保木間3-2	33.4	1	22,200

●東京都告示第千百十四号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条において準用する第三条第三項の規定により、告示する。

令和四年七月二十九日

名 称	東京都知事	小 池	百合子
位 置			区画数
立川松中アパート駐車場	立川市一番町五丁目	四二区画	八番

●東京都告示第千百十五号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

令和四年七月二十九日

名 称	東京都知事	小 池	百合子
位 置			区画数
北島山二丁目アパート駐車場	世田谷区北島山二丁目九番	一〇区画	

●東京都告示第千百十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定する。

るので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年七月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

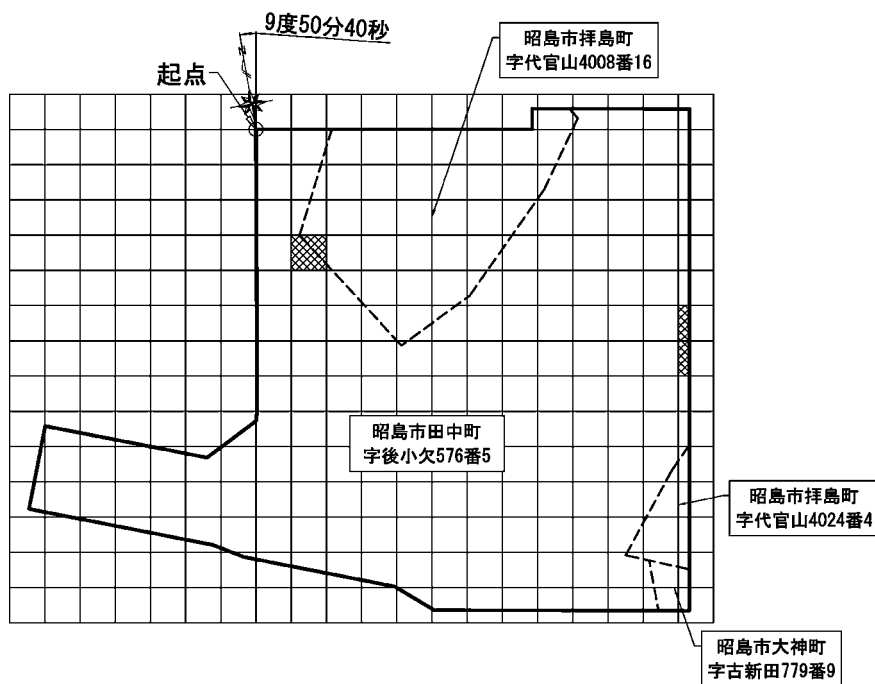
一 要措置区域 別図のとおり（昭島市田中町及び同市拝島町地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別 図



【格子の回転角度(9度50分40秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起 点】

起点は、昭島市田中町字後小欠 576 番 5 の最北端とする。

【凡 例】

-  要措置区域
-  単位区画
-  敷地境界
-  筆境界

●東京都告示第千百十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

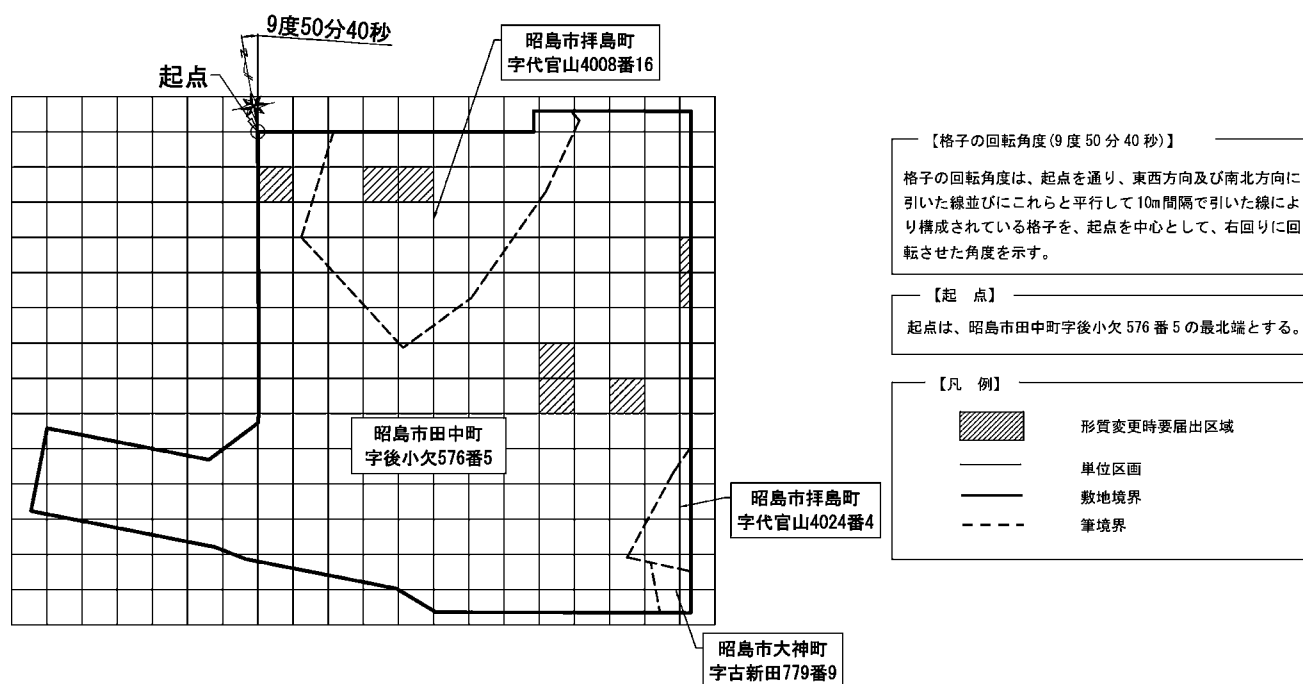
令和四年七月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（昭島市田中町及び同市拝島町地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



●東京都告示第千百十八号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）第七条の規定
に基づき、令和四年度における非常勤職員の第一種報酬の
額を次のとおり告示する。

令和四年七月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
福祉保健局	感染症医療整備事務専門員	月額	194,400円

附 則

この告示は、令和四年八月一日から施行する。

●東京都告示第千百十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条の規定により、救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院及び診療所並びに同申出が撤回された病院を別表のとおり告示する。

令和四年七月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

別表

(1) 救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院及び診療所

名 称	所 在 地	認 定 期 間
国家公務員共済組合連合会虎の門病院	港区虎ノ門 2-2-2	令和4年8月1日から令和7年7月31日まで
医療法人社団悦伝会目白病院	新宿区下落合 3-22-23	同日
東京医科大学病院	新宿区西新宿 6-7-1	同日
公益財団法人東京都保健医療公社大久保病院	新宿区歌舞伎町 2-44-1	同日
東京大学医学部附属病院	文京区本郷 7-3-1	同日
東京医科歯科大学病院	文京区湯島 1-5-45	同日
医療法人社団哺育会浅草病院	台東区今戸 2-26-15	同日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会東京済生会向島病院	墨田区八広 1-5-10	同日
順天堂大学医学部附属順天堂東京江東高齢者医療センター	江東区新砂 3-3-20	同日
医療法人社団修世会木場病院	江東区木場 5-8-7	同日
NTT東日本関東病院	品川区東五反田 5-9-22	同日
独立行政法人国立病院機構東京医療センター	目黒区東が丘 2-5-1	同日
医療法人社団爽玄会碑文谷病院	目黒区南 2-9-7	同日
日本赤十字社東京都支部大森赤十字病院	大田区中央 4-30-1	同日
大田病院	大田区大森東 4-4-14	同日
独立行政法人労働者健康安全機構東京労災病院	大田区大森南 4-13-21	同日
医療法人社団森と海東京東京蒲田病院	大田区西蒲田 7-10-1	同日
独立行政法人地域医療機能推進機構東京蒲田医療センター	大田区南蒲田 2-19-2	同日
自衛隊中央病院	世田谷区池尻 1-2-24	同日
古畑病院	世田谷区池尻 2-33-10	同日
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	世田谷区大蔵 2-10-1	同日

日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾 4-1-22	同日
医療法人社団徳静会横島病院	中野区新井 1-38-6	同日
大同病院	豊島区高田 3-22-8	同日
医療法人社団偕翔会豊島中央病院	豊島区上池袋 2-42-21	同日
医療法人社団育生會山口医院	豊島区西巣鴨 1-19-17	同日
医療法人社団雙和会原整形外科病院	豊島区西池袋 3-36-23	同日
医療法人社団卓秀会平塚胃腸病院	豊島区西池袋 3-2-16	同日
壬子生協病院	北区豊島 3-4-15	同日
赤羽東口病院	北区赤羽 1-38-5	同日
医療法人社団福寿会赤羽岩淵病院	北区赤羽 2-64-13	同日
公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センター	北区赤羽台 4-17-56	同日
医療法人社団杏精会岡田病院	荒川区荒川 5-3-1	同日
医療法人財団明理会明理会東京大和病院	板橋区本町 36-3	同日
医療法人社団敬友会安田病院	板橋区成増 1-13-9	同日
医療法人社団川満恵光会川満外科	練馬区東大泉 6-34-46	同日
西新井病院	足立区西新井本町 1-12-12	同日
医療法人社団けいせい会東京北部病院	足立区江北 6-24-6	同日
医療法人社団苑田会苑田第一病院	足立区竹の塚 4-1-12	同日
医療法人財団梅田病院	足立区梅田 7-1-2	同日
あやせ循環器リハビリ病院	足立区谷中 3-12-10	同日
医療法人社団東京ハートサミット東京心臓不整脈病院	江戸川区平井 3-25-17	同日
社会医療法人社団森山区会森山記念病院	江戸川区北葛西 4-3-1	同日
社会福祉法人仁生社江戸川病院	江戸川区東小岩 2-24-18	同日
医療法人財団興和会右田病院	八王子曉町 1-48-18	同日

医療法人社団玉栄会東京天使病院	八王子市上惣分方町50-1	同日
医療法人社団仁成会高木病院	青梅市今寺5-18-19	同日
医療法人社団大聖病院	福生市大字福生871	同日
医療法人社団悦伝会目白第二病院	福生市福生1980	同日
独立行政法人国立病院機構災害医療センター	立川市緑町3256	同日
医療法人社団大日会太陽こども病院	昭島市松原町1-2-1	同日
公益財団法人榊原記念財団附属榊原記念病院	府中市朝日町3-16-1	同日
医療法人社団東山会調布東山病院	調布市小島町2-32-17	同日
武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町1-26-1	同日
医療法人社団花みずき会保谷厚生病院	西東京市柴町1-17-18	同日
医療法人泰一会多摩北整形外科病院	東村山市本町1-19-21	同日
独立行政法人国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘3-1-1	同日
医療法人社団山本・前田記念会前田病院	東久留米市中央町5-13-34	同日
国民健康保険町立八丈病院	八丈島八丈町三根26-11	同日

(2) 救急業務に関し協力する旨の申出を撤回した病院

名 称	所 在 地	撤 回 年 月 日
医療法人社団成和会西新井ハートセンター病院	足立区西新井本町1-12-8	令和4年3月31日

●東京都告示第千二百二十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十七条第一項の規定により指定居宅サービス事業者の指定の全部の効力を停止することと決定したので、同法第七十八条第三号及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百三十一条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年七月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

サービス事業者の事業所の名称
事業所の所在地
処分年月日
指定の全部の効力の停止の内容

訪問介護株式会社
社ミラ
イエ
訪問介護事業所ミ
ライエ
東村山市恩多町一丁目五十九番二号
令和四年十月一日から令和四年三月十一日までの期間、現在及び新規の利用者の受入を停止すること。

●東京都告示第千二百一十一号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）第七条の規定に基づき、令和四年度における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

令和四年七月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
産業労働局	総務事務支援員	月額	194,400円
産業労働局	月次支援給付金業務専門員	月額	194,400円
産業労働局	育休取得促進支援員	月額	194,400円

附 則

この告示は、令和四年八月一日から施行する。

●東京都告示第千二百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年七月二十九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和四年七月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

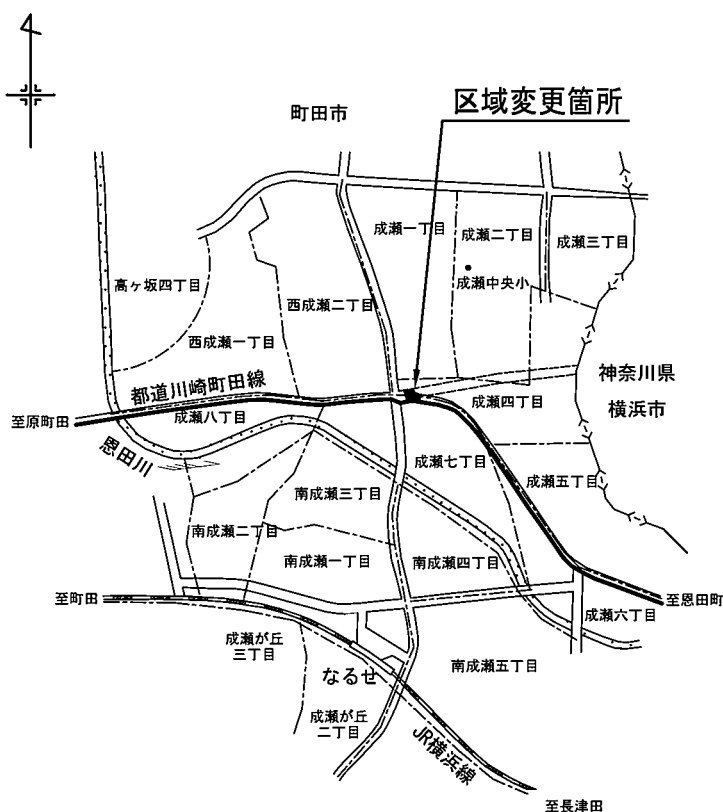
一 路線名 川崎町田

二 変更の区間 町田市成瀬四丁目四千六百二十番二地内から同所四千六百二十八番四地内まで

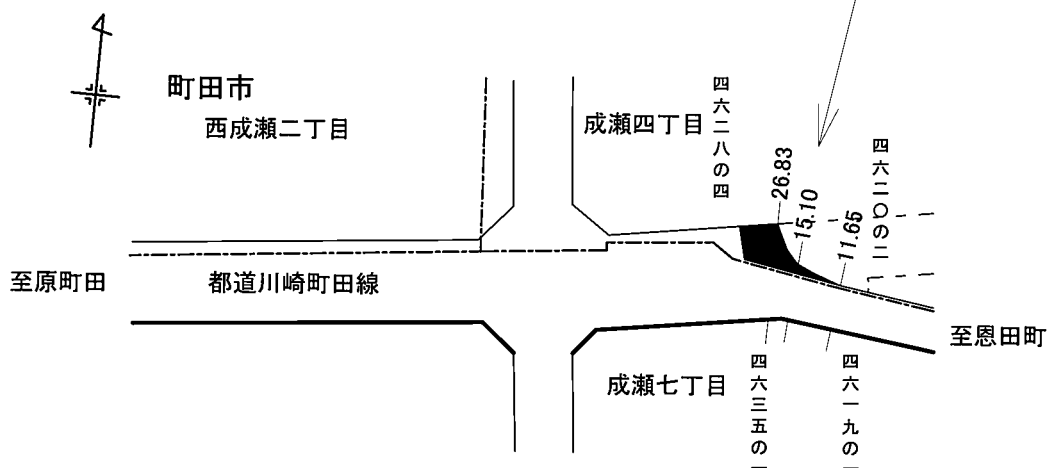
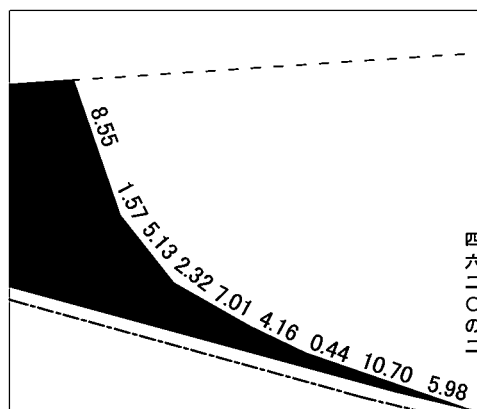
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道川崎町田線区域変更略図
町田市成瀬四丁目地内



計画線	延長	面積
-----	五八・一五メートル	三二九・一三平方メートル
-----	編入区域	
-----	市道	
-----	都道	



●東京都告示第千二百二十三号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第百七号）
第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

令和四年七月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

公園名 変更内容 変更年月日

東京都立高井戸公園 別図(1)のとおり 令和四年八月一日

東京都立神代植物公園 別図(2)のとおり 同日

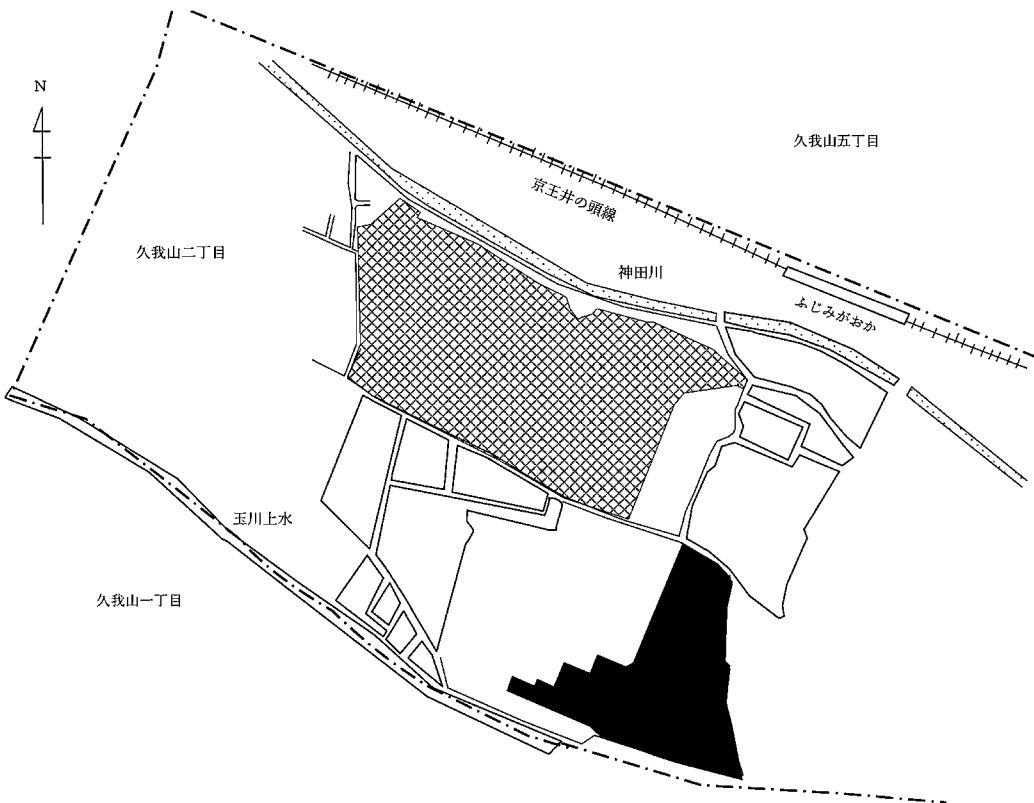
別図
(1)

東京都立高井戸公園 区域変更略図

変更箇所 杉並区久我山二丁目



変更前の区域	面積	追加区域	面積	変更後の面積
五九、三二一・四二	平方メートル	二二、三四五・〇九	平方メートル	八一、六六六・五一

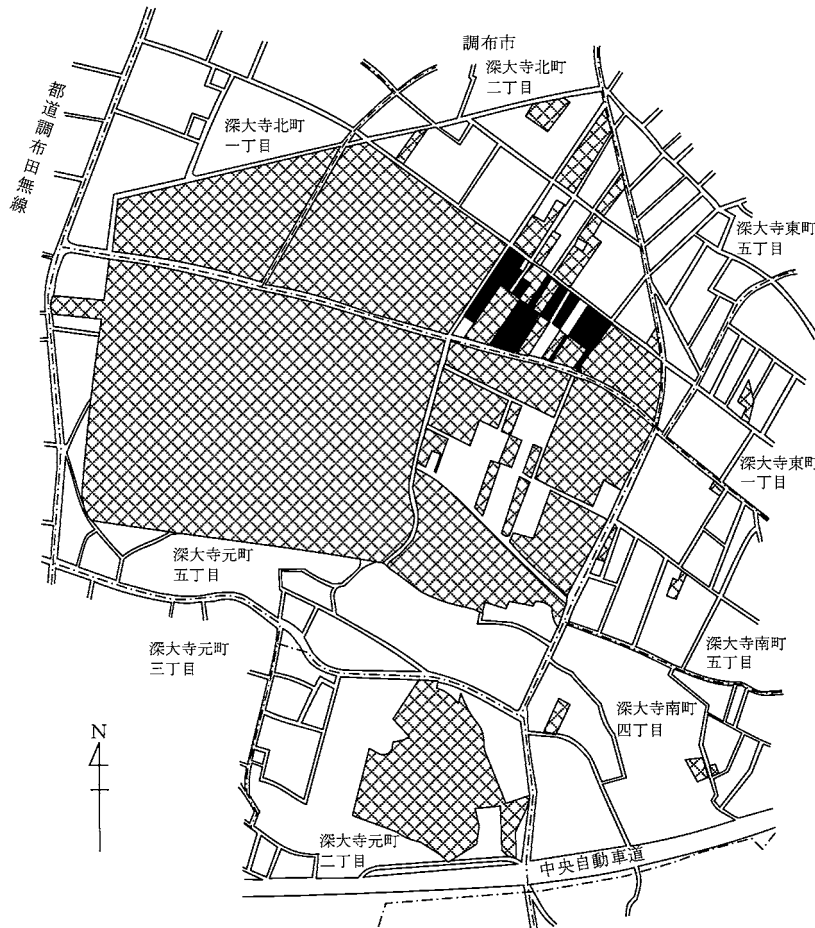


別図
(2)

東京都立神代植物公園 区域変更略図

変更箇所 調布市深大寺北町二丁目

変更前の区域	面積	四八九、七三一・一〇	平方メートル
追加区域	面積	一二、二三七・一二	平方メートル
変更後の面積	五〇一、九六八・二二	平方メートル	



●東京都告示第千二百二十四号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第百七号）

第三条第四項の規定により、次のとおり有料施設を設置する。

令和四年七月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称及び規模 東京都立高井戸公園野球場 一面

二 設置年月日 令和四年八月一日

●東京都告示第千二百二十五号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第百七号）

第四条第二項の規定に基づき、東京都立有明親水海浜公園の区域及び面積を次のとおり定める。

令和四年七月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

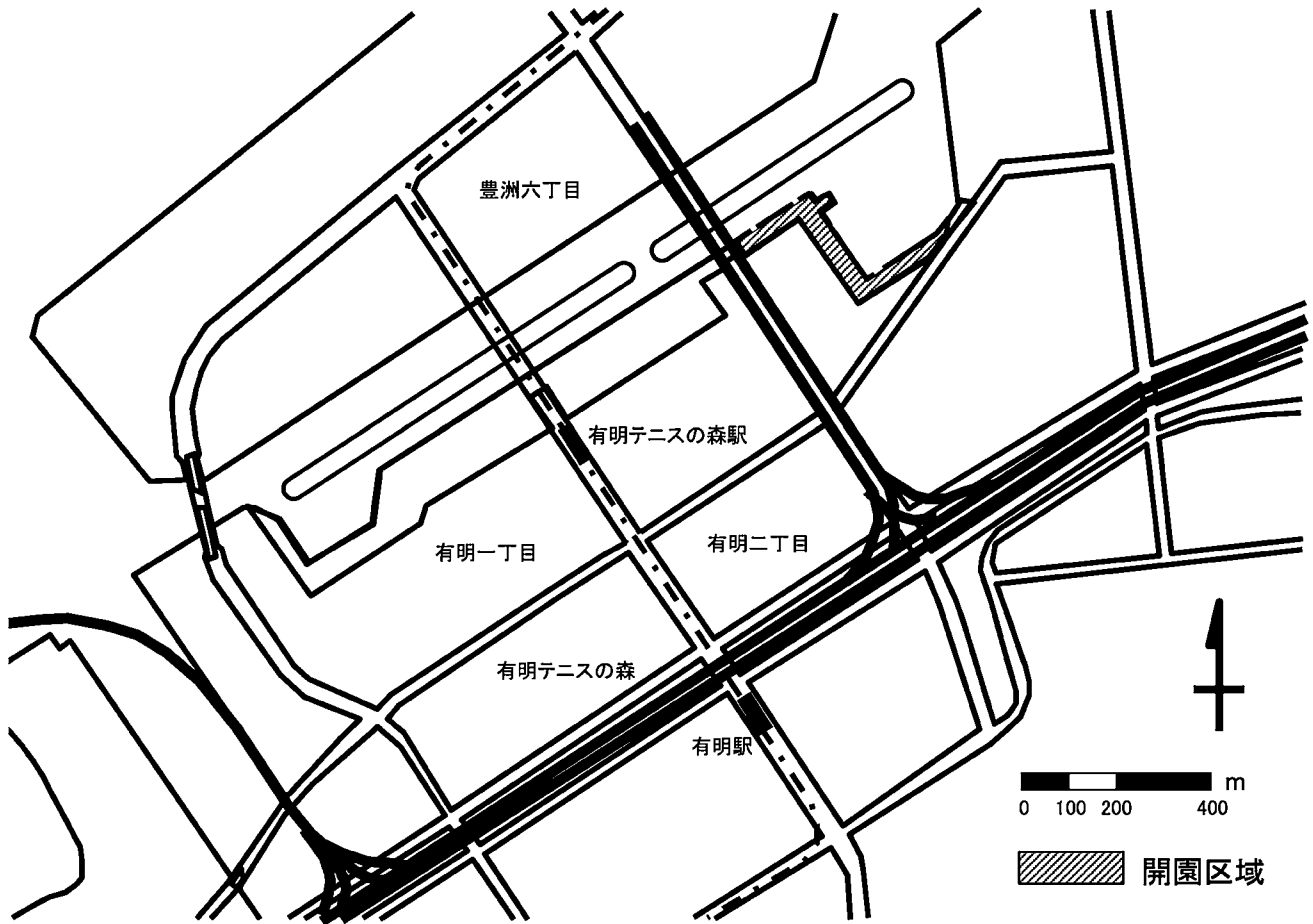
一 区域 別図のとおり

二 面積 一九、〇九二・八六平方メートル

三 設置年月日 令和四年八月一日

有明親水海浜公園

別図



訓 令（海区漁調）

●東京海区漁業調整委員会訓令第二号

東京海区漁業調整委員会事務局処務規程（平成十六年東京海区漁業調整委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和四年七月二十九日

東京海区漁業調整委員会

第九条第一号を次のように改める。

- 一 総務事務センター設置運営要綱（令和三年二月二十四日二総人制第九百三十九号総務局長決定）別表に掲げる事務のうち対象となる組織の中に知事部局等が含まれるもの

第九条第二号を削る。

附 則

この訓令は、令和四年八月一日から施行する。

規 程（交）

●交通局規程第四十六号

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年七月二十九日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年交通局規程第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一 電車部の部駅務管区の項中		管区長、課長代理	
(区長) 及び庶務担当職員		普通勤務イ 交替勤務イ	
を			
管区長、課長代理 (区長) 及び庶務担当職員		普通勤	
定期券発売所業務に従事する職員		普通勤	
務イ	交替勤務イ		
務口	交替勤務イ	に改める。	
附 則			
この規程は、令和四年八月一日から施行する。			
公 告			
特定非営利活動法人の認定について			
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四			
条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、			
同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例			
の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三			
号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。			
令和四年七月二十九日			
東京都知事 小 池 百合子			
一 名称			
特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団			
二 代表者の氏名			
堀 信子			
三 主たる事務所の所在地			
港区芝一丁目八番二十三号 港区立障害保健福祉セン			
ター内			

四 認定の有効期間	
令和四年六月三日から令和九年六月二日まで	
一 名称	
特定非営利活動法人 Learning for All	
二 代表者の氏名	
李 炯植	
三 主たる事務所の所在地	
新宿区新宿五丁目一番一号 ロイヤルマンションビル	
四〇四号	
四 認定の有効期間	
令和四年六月二十八日から令和九年六月二十七日まで	
東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出	
について	
東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九	
十六号）第六十六条第一項の規定に基づき、国立印刷局王	
子工場整備事業について、次のとおり着工の届出があった	
ので、同条第二項の規定により公告する。	
令和四年七月二十九日	
東京都知事 小 池 百合子	
一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在	
地	
独立行政法人国立印刷局	
理事長 岸本 浩	
港区虎ノ門二丁目二番五号	
二 対象事業の名称	

国立印刷局王子工場整備事業	
三 工事着手の予定年月日	
令和四年七月三十一日	
四 工事完了の予定年月日	
令和十二年五月三十一日	
五 届出日	
令和四年七月十三日	
東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出	
について	
東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九	
十六号）第六十六条第一項の規定に基づき、大井町駅周辺	
広町地区開発について、次のとおり着工の届出があったの	
で、同条第二項の規定により公告する。	
令和四年七月二十九日	
東京都知事 小 池 百合子	
一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在	
地	
東日本旅客鉄道株式会社	
代表取締役社長 深澤 祐二	
渋谷区代々木二丁目二番二号	
二 対象事業の名称	
大井町駅周辺広町地区開発	
三 工事着手の予定年月日	
令和四年八月一日	
四 工事完了の予定年月日	
令和七年十月三十日	
五 届出日	

令和四年七月十三日

東京都指定給水装置工事業者の指定について

水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第十六条の二
第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事業者を
次のとおり指定した。

令和四年七月二十九日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

指定番号 商号 代表者 住所 指定年
月日

一〇四三 株式会社 ヤマカン 山田 徹 千葉県千葉市花見川区三角町二十九番地二 令和四年六月二十

九 一〇四三 テラシタ 寺下 尚記 神奈川県厚木市戸室二丁目十四番五号望月方

一〇四四 株式会社 結城総建 金園 一貴 板橋区東新町一丁目三十四番十二号

一〇四四 株式会社 八光設備 小島 和弘 埼玉県所沢市西所沢一丁目十五番十四号

一〇四四 エース工業株式会社 石川 京子 埼玉県蕨市中央一丁目三十五番三

一〇四四 六水工業株式会社 村上 弘樹 足立区西新井四丁目二十六番三十

一〇四四 株式会社 アブレ 勝田 浩之 杉並区下井草五丁目十九番十五一三〇二

一〇四四 株式会社 今井設備 今井 正神 足立区古千谷本町四丁目三番八号

一〇四四 株式会社 ファースト 白石 健一 練馬区土支田三丁目四番二十一

一〇四四 株式会社 AIS 菅原 裕之 練馬区土支田三丁目二十番八号ルセルベ一〇三

一〇四四 B I N G O 設備 横田 敏剛 江東区東雲一丁目五番十八号一〇五室クレヴィア豊洲

一〇四四 株式会社 なかやま 中山 英樹 埼玉県所沢市若松町千

一〇四五 曾我興業 曾我 真洸 東久留米市滝山六丁目一番二一

一〇四五 T O M E 水道 新留 浩薫 神奈川県相模原市南区新戸二千五百三番地三

一〇四五 創志 徳田 修 八王子市横川町六百八十二番地一

一〇四五 Y's カンパニー 吉田 清 神奈川県川崎市川崎区大島上町二十二番十九号リボーンハイッ一〇七

一〇四五 水道修理の専門店 矢野 栄哲 台東区上野六丁目八番十九一三〇

一〇四五 株式会社 多摩水道サービス 佐藤 裕紀 昭島市田中町一丁目七番十七一〇五号

一〇四五 株式会社 サキガケ 山本 魁栄 八王子市大谷町五十四番地七十八

一〇四五 株式会社 一水社 澤田 孝史 千代田区九段南三丁目七番八号

一〇四五 サトウ設備 佐藤 雅之 日野市高幡千二十六番地の十五

一〇四五 株式会社 高昌設備 高昌 正美 北区東十条五丁目十七番六号

一〇四六 株式会社 すいどうや 田中 直人 千葉県市川市本行徳一番十四号

東京都指定給水装置工事業者の事業廃止について

水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和四年七月二十九日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

指定番号	商号	代表者	住所	廃止年月日
------	----	-----	----	-------

六七一三	進和総設株式会社	出嶋 豊	町田市木曽西四丁目二十五番五号	平成二十二年三月三十一日
------	----------	------	-----------------	--------------

七五二五	中央ビルテクノ株式会社	森 茂	千代田区霞が関一丁目四番一号	令和三年三月三十一日
------	-------------	-----	----------------	------------

六七九六	有限会社岡本工業所	岡本 一也	八王子市櫛田町五百五十八番地二	同年七月二十日
------	-----------	-------	-----------------	---------

六九三三	長田設備	長田 拓二	江戸川区東小岩四丁目五番十一号	令和四年三月三日
------	------	-------	-----------------	----------

七三九二	新開工業株式会社	西野 惠三	八王子市叶谷町千五百十番地	同年五月三十一日
------	----------	-------	---------------	----------

七三七一	高島設備工業	高島 正美	北区東十条五丁目十七番六号クレール東十条一-C	同年六月二十五日
------	--------	-------	-------------------------	----------

九四四七	多摩水道サービス	佐藤 裕紀	昭島市田中町一丁目七番十七号一〇五号	同日
------	----------	-------	--------------------	----

九六八六	株式会社相鉄ビュ	石井 聖康	神奈川県横浜浜市泉区緑日	同月三十日
------	----------	-------	--------------	-------

アウォー
ター
園四丁目三
番二十八号

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七条の規定により公告する。

令和四年七月二十九日

東京都下水道局長 奥 山 宏 二

一 指定した事業者

指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
------	--------	-----	--------

五八二四	株式会社光匠	柳田 恵介	調布市飛田給三丁目十七番地十八
------	--------	-------	-----------------

五八二五	株式会社一水社	澤田 孝史	千代田区九段南三丁目七番八号
------	---------	-------	----------------

五八二六	サトウ設備	佐藤 雅之	日野市高幡千二十六番地の十五
------	-------	-------	----------------

五八二七	株式会社多摩水道サービス	佐藤 裕紀	昭島市田中町一丁目七番十七号ライオンズガーデン一〇五号室
------	--------------	-------	------------------------------

五八二八	尾方工業株式会社	尾方 英士	練馬区北町五丁目十五番十六号
------	----------	-------	----------------

五八二九	株式会社シンヨー	平辻 亮	練馬区氷川台三丁目三十三番二十号レィヴ氷川台一〇一号室
------	----------	------	-----------------------------

二 指定年月日
令和四年六月二十九日

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三（五三二）一一一一（代）
郵便番号 163-8001
価
定
本号 五〇円
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む）
印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三（三八二）五二〇一（代）
郵便番号 113-0001

